

株式取扱規程（抄）

制 定	平成15年 8 月 1 日
第1次改定	平成17年 3 月 3 1 日
第2次改定	平成17年 1 1 月 2 4 日
第3次改定	平成18年 4 月 2 8 日
第4次改定	平成20年 1 1 月 2 7 日
第5次改定	平成25年 8 月 2 3 日

第1章 総 則

第1条（目 的）

この規程は、定款の定めに基づき、株主権行使の手続その他会社の株式にかかる取扱いおよびその手数料について定めるものである。ただし、この規程に定めのない株主権行使の手続その他会社の株式にかかる取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

第2条（株主名簿管理人）

会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 株主名簿管理人：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- ② 同事務取扱場所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

第3条（株主名簿への記録）

- 1 会社は、機構から受領する総株主通知またはその他の通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に定める通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）に基づき、株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 2 前項に定めるほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第4条（株主名簿記載事項にかかる届出）

- 1 株主、登録株式質権者およびそれらの法定代理人ならびに第8条に定める常任代理人（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。
- 2 前項に定める届出事項を変更したときは、すみやかに、証券会社等および機構を経由して変更の届出を行うものとする。
- 3 前二項に定める届出は、前条第2項に定める場合は証券会社等および機構を経由せずに行うことができる。

第5条（法人の代表者）

- 1 株主等が法人である場合は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。
- 2 前条第2項の定めは、法人である株主等がその代表者を変更した場合に準用する。
- 3 前二項に定める届出は、第3条第2項に定める場合は証券会社等および機構を経由せずに行うことができる。

第6条（共有株主の代表者）

- 1 株主が株式を共有する場合は、その代表者1名を定めてその氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。
- 2 第4条第2項の定めは、株式を共有する株主がその代表者を変更した場合に準用する。
- 3 前二項に定める届出は、第3条第2項に定める場合は証券会社等および機構を経由せずに行うことができる。

第7条（法定代理人）

- 1 株主または登録株式質権者に親権者および後見人等の法定代理人がある場合は、法定代理人はその氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。
- 2 第4条第2項の定めは、法定代理人の変更または解除があった場合に準用する。
- 3 前二項に定める届出は、第3条第2項に定める場合は証券会社等および機構を経由せずに行うことができる。

第8条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

- 1 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めると

ころにより、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。

- 2 第4条第2項の定めは、前項に定める届出事項を変更した場合に準用する。
- 3 前二項に定める届出は、第3条第2項に定める場合は証券会社等および機構を経由せずに行うことができる。

第9条（その他の届出）

- 1 第4条から前条までに定める届出のほか、会社に届出をする場合は、会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第3条第2項に定める場合はこの限りでない。
- 2 前項の定めにかかわらず、証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第10条（機構経由の確認方法）

会社に対する株主等からの届出が証券会社等および機構を経由して提出された場合は、株主本人からの届出とみなすものとする。

第3章 株主確認

第11条（株主確認）

- 1 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合は、その請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供することを要する。ただし、会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
- 2 会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を経由してなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等の添付または提供を要しない。ただし、会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。
- 3 代理人により請求等をする場合は、前二項の定めによるほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付することを要する。委任状には、受任者の氏名または名称および住所を記載するものとする。
- 4 第1項および第2項の定めは、代理人により請求等をする場合における、代理人についても準用する。

第4章 少数株主権等の行使手続

第12条（少数株主権等）

振替法第147条第4項に定める少数株主権等を会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知にかかる受付票を添付して行うものとする。

第13条（株主提案議案の株主総会参考書類記載）

前条の定めにより株主提案権が行使された場合は、株主提出にかかる議案について、会社法施行規則第93条第1項の定めに基づき会社が適切であるものとして定める分量は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれその各号に定めるとおりとする。

- ① 提案の理由：各議案ごとに400字
- ② 取締役、監査役および会計監査人の選任に関する事項：各候補者ごとに400字

第5章 単元未満株式の買取り

第14条（買取請求の方法）

単元未満株式の買取りを請求する場合は、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第15条（買取価格の決定）

- 1 前条の定めによる買取請求株式の買取単価は、前条に定める請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に同取引所における売買取引がない場合、またはその日が同取引所の休業日に当たる場合は、その後同取引所において最初になされた売買取引の成立価格とする。
- 2 前項により定まる買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第16条（買取代金の支払）

- 1 会社は、前条の定めにより算出された買取価格から第19条第1項に定める手数料の金額を差し引いた額を、会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより、買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払う。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払う。
- 2 買取請求者は、前項の定めにかかわらず、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第17条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条第1項の定めによる買取代金を支払った日に

会社の振替口座に振り替える。ただし、前条第2項の定めによる銀行振込等の方法による場合は、会社はその支払手続を完了した日に会社の振替口座に振り替えるものとする。

第6章 特別口座の特例

第18条（特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座にかかる取扱い、および特別口座に記録された単元未満株式の買取手続については、この規程の定めにかかわらず、法令および機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

第19条（手数料）

- 1 第14条に定める単元未満株式の買取りの請求にかかる手数料の金額は、会社が別に細則において定めるとおりとする。
- 2 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第8章 総株主通知等の請求

第20条（会社による総株主通知の請求）

次の各号のいずれかに該当するときは、振替法第151条第8項に定める正当な理由があるものとして、会社は、機構に対して、総株主通知を請求することができる。

- ① 会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき、株主に対して通知するために必要があるとき。
- ② 会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- ③ 会社が、株主に対し、振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- ④ 上場廃止、免許取消しその他会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- ⑤ 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させ

ることが適当であると判断したとき。

- ⑥ 前各号のほか、会社が正当な理由があると判断したとき。

第21条（会社による情報提供の請求）

次の各号のいずれかに該当するときは、振替法第277条に定める正当な理由があるものとして、会社は、証券会社等または機構に対して、情報提供の請求を行うことができる。

- ① 株主の同意があるとき。
- ② 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
- ③ 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- ④ 会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- ⑤ 上場廃止、免許取消しその他会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- ⑥ 特定の者が株主として請求等をしようとする旨を、会社が認知したとき。
- ⑦ 前各号のほか、会社が正当な理由があると判断したとき。